

第9次草津市交通安全計画の概要

本計画案は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第26条第1項の規定に基づき策定するもので、平成23年3月31日に国の中央交通安全対策会議で交通安全基本計画が策定され、これを受けて、滋賀県では7月25日に滋賀県交通安全対策会議において滋賀県交通安全計画が策定されたところであり、さらに、これを受けて、草津市でも区域における交通安全の推進について、平成23年度から平成27年度までの5年間に、重点的に取組んでいく基本方向と講ずべき施策をまとめたものであります。

1. 計画の基本的な考え方

人、車両、交通環境という三つの要素について、これらを相互に関連をさせながら、交通事故の科学的な調査・分析や、施策評価を充実させ、これらを反映した施策を策定し、市民の理解と協働のもとに実施します。

2. 第9次草津市交通安全計画の策定にあたり

◎第8次草津市交通安全計画からの課題

- 第8次草津市交通安全計画での目標である、交通事故死者数ゼロは達成することができなかった。
- 高齢者（65歳以上）の交通事故死者数は、全交通事故死者数の約半数を占めている。
- 自転車、二輪車の事故が多く発生しており、県下平均よりも高かった。
- ※以上のことから、交通安全施設の整備とともに、各年齢層に応じた交通安全教育、啓発を引続き実施する必要があります。

◎第9次草津市交通安全計画

- 8次での課題も踏まえ、市の区域における交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものである。
- 交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画である。
- 計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5ヵ年である。
- 計画の基本理念として、多くの人が被害に遭う道路交通や鉄道交通による「交通死亡事故ゼロ」を目指す。

3. 第9次草津市交通安全計画における目標

「交通事故減少プラン」として、年間の死者数ゼロを目指します。あわせて交通事故そのものや負傷者数の減少も目指します。

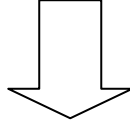
また、交通事故減少に向けた取組みとして、「重点アクションプラン」を設け、各施策に取り組めます。

4. 全体的な特徴（第8次との相違）

第3節 道路交通の安全についての対策

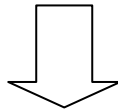
第9次草津市交通安全計画に、今後の道路交通安全対策を進める重点が明確化された。（3つの重点）

- I 高齢者および子どもの安全確保
- II 歩行者および自転車の安全確保
- III 生活に密着した身近な道路および交差点における安全確保



【施策の7つの柱】

- 1 道路交通環境の整備
- 2 交通安全思想の普及徹底
- 3 安全運転の確保
- 4 車両の安全性の確保
- 5 道路交通秩序の維持
- 6 救助・救急活動の充実
- 7 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進



重点アクションプランの実施